

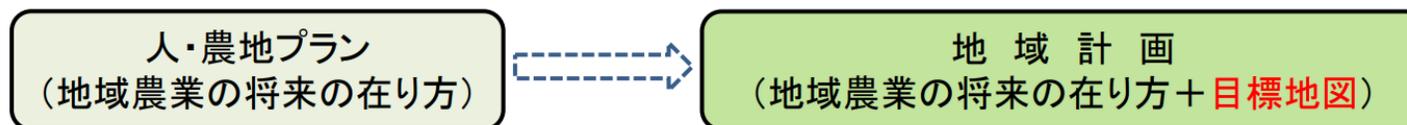


『人・農地プラン』から地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、『人・農地プラン』を作成・実行してきました。今後も、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題となっています。

このため、①『人・農地プラン』を法定化し、地域での話し合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画**を定め、②それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、**農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、基盤法等の改正法が令和4年5月に成立しました。

これまで地域の皆さんのご努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合ってもらいます。





地域計画の策定区域割

- 『人・農地プラン』での人と農地の情報を活かすべく、『人・農地プラン』の地区割を基本とする。
- 舞川・撫川・奥西川・羽尾地区は、山間地域であることより、担い手の入植が想定しづらく、集積/集約の対象となりにくい。このため、当該地区内の農地利用等については、隣接地区の農地と併せて検討する。

